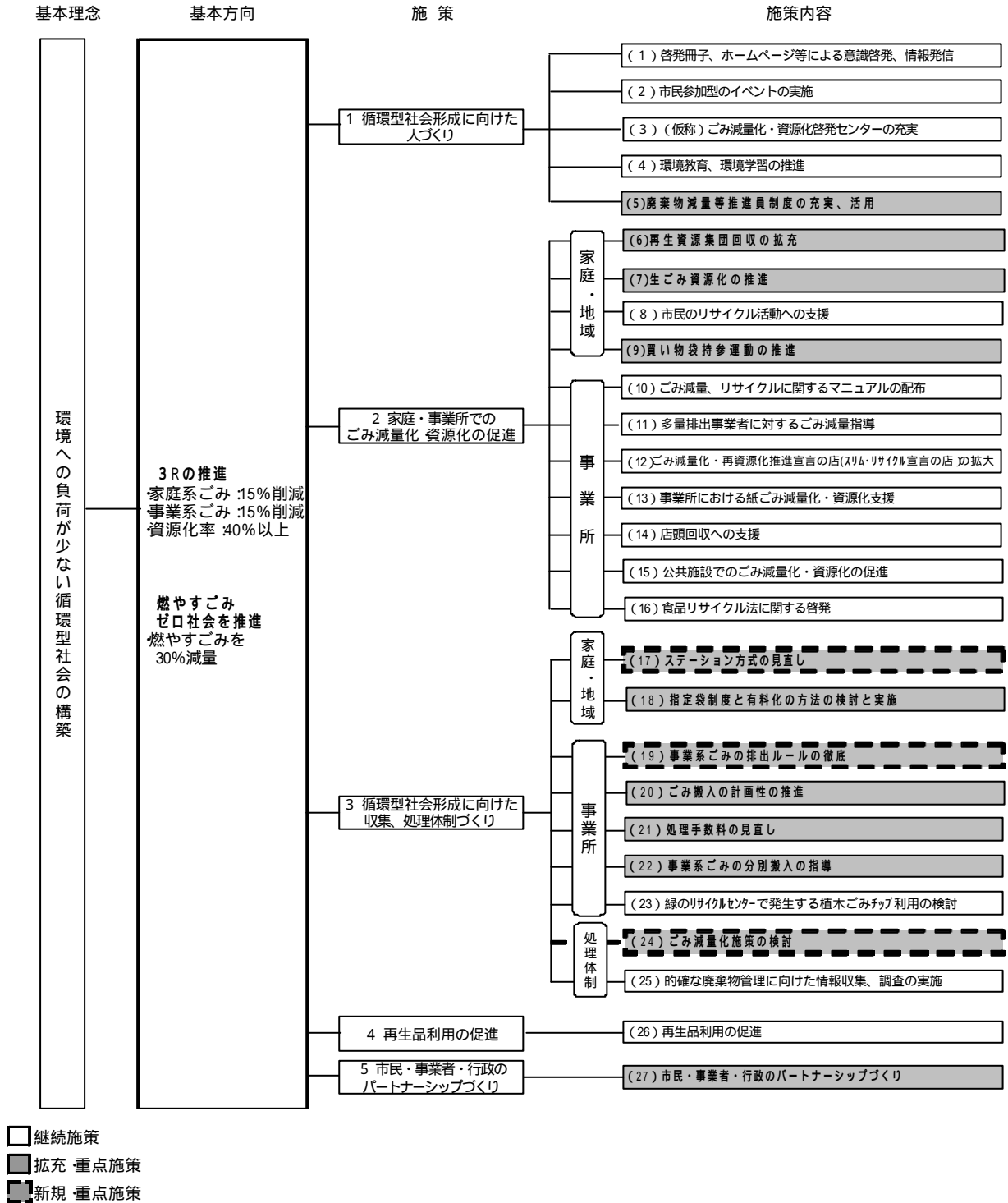


# 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 減量化・資源化計画



平成15年3月に策定した現計画では、基本理念である「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を目指して家庭系ごみ及び事業系ごみの5%削減並びに資源化率25%以上という目標を掲げて施策を推進してきた。本計画についても上記の基本理念に基づき、より一層の施策の推進を目指すものである。市民、事業者の努力により、現計画の目標については、達成できる見込みであること、また、目標以上に減量化、資源化が進むと予測されることから、本計画の目標については、第2章で述べたとおり、国の目標を乗り越えた「新たな目標」に向かって、各種施策を推進していくこととする。

本計画の重点取組項目

分別・リサイクルの徹底  
「生ごみ」のリサイクル

1 循環型社会形成に向けた人づくり

循環型社会形成の基本は、循環型社会にふさわしい人づくりであると考えます。すなわち、市民1人ひとりが、日頃から環境問題やごみ問題に関心を持ち、ごみの出ない暮らしを实践し、出たごみはできる限りリサイクルし、環境への負荷が少ないライフスタイルを自然に心がけるようになることである。

そのためには、環境問題やごみ問題に関して<知る><考える><学習する>きっかけとなる情報発信、機会や場の提供を積極的に行っていく。

特に、次代を担う子供たちには、環境学習、環境教育の充実を図り、循環型社会を担う人づくりを図る。

施策番号(1) 啓発冊子、ホームページ等による意識啓発、情報発信(継続施策)

ごみに関する市民の意識を高めるため、啓発冊子、ホームページ等を利用して啓発を図るとともに、市民がごみ減量、リサイクルに取り組むために必要な情報を積極的に発信していく。

-----

**施策内容** 市民向けパンフレットの作成・配布  
ホームページを利用した意識啓発、情報発信  
索引形式等による情報の出し方や、市民のエコ事例の紹介について検討する。  
ケーブルテレビ、FM放送を利用した意識啓発、情報発信

施策番号(2) 市民参加型のイベントの実施(継続施策)

ごみやリサイクルに関する意識を高めたり、実際にリサイクル活動に接したり、参加できるイベントを実施していく。

-----

**施策内容** リサイクル月間、リサイクルフェアの実施  
ごみ収集・処理体験隊  
散乱ごみ収集ウォーキング

施策番号(3) ごみ減量化・資源化啓発センターの充実(継続施策)

ごみ減量化・資源化に関する啓発、学習、体験の拠点としてさらなる活用を行う。

-----

**施策内容** ごみ減量化・資源化啓発センターの充実

施策番号（４）環境教育・環境学習の推進（継続施策）

ものを大切にし、ごみをなるべく出さないライフスタイルを身につけるには、人と環境の関係に対する深い理解や身の回りの自然環境への愛着を高めることが基本であり、そのための環境教育、環境学習を学校、社会で推進していく。

-----  
施策内容 学校における環境教育、環境学習の推進  
社会における環境学習の推進

施策番号（５）廃棄物減量等推進員制度の充実、活用（拡充・重点施策）

地域におけるごみ減量のリーダーとして、また、ごみ減量に関する行政と地域の仲介役として、廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロ推進員）の育成及び活動の充実を図る。

-----  
施策内容 廃棄物減量等推進員による集団回収、生ごみ資源化の拡充  
廃棄物減量等推進員と集団回収活動のリーダーの協力により、集団回収活動の活性化を図る。

廃棄物減量等推進員により、コンポスト容器に関する補助制度やよりよい使用方法等に関する情報の地域への普及を図る。

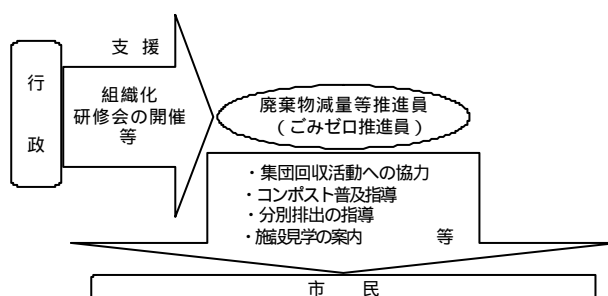
廃棄物減量等推進員による３Ｒの啓発及び分別排出の指導  
廃棄物減量等推進員により、３Ｒの啓発及びごみステーションで適切な分別排出の指導を地域の住民に対して行う。

廃棄物減量等推進員と行政の協力による啓発活動  
リサイクル推進だよりの作成・配布  
小学生や自治会等のクリーンセンター施設見学の案内

廃棄物減量等推進員の組織づくり  
560人余の推進員が自主的に活動しやすいような組織づくりを行う。

推進員の未推薦団体への推薦の働きかけを行う。（各自治会に1名、また、100世帯を超える場合1名追加を目標）

廃棄物減量等推進員に対する研修会の継続  
現在行っている研修会を継続して実施し、地域への還元を図る。



## 2 家庭・事業所でのごみ減量化・資源化の促進

現在、地球規模での環境問題が議論され、日本から世界へ発信されているキーワードが3Rの推進である。その中でも本市は、発生抑制とリサイクルを中心として循環型社会の構築を目指し、最終処分場の延命化を図るとともに、中間処理施設の小規模化を推進するため、「燃やすごみゼロ」に取り組もうとしている。

今回、プラスチック類の分別収集を開始したことにより、燃やすごみの内容が各家庭においても理解されるようになったことから、分別収集の徹底を図ると同時に、分別したごみを適正に資源化できるよう、収集、処理のあり方についても改善を促進する。

### 2-1 家庭・地域でのごみ減量化・資源化の促進

#### 施策番号(6)再生資源集団回収の拡充(拡充・重点施策)

紙・布類の有効なリサイクル方法であり、市民自らのリサイクル意識を高める意味から、また、資源ごみの抜き取り対策にも効果があることから、今後も再生資源集団回収への支援を行い、活動の拡充を図る。

##### 施策内容

##### 奨励金制度の継続や回収業者への支援

再生資源の集団回収活動に対する奨励金制度を継続するとともに、回収業者に対しても集団回収に関する情報提供等の支援を行っていく。

##### 支援策の拡充

回収実施にあたって必要な場所の貸与(公共施設の敷地等)、降雨時に備えての雨よけシートの提供など、奨励金以外の支援策を実施する。

回収実施日時や場所のお知らせを地区で回覧するための用紙(例えば、回収品目、品目ごとの出し方、奨励金制度についてわかりやすく記述したもので、実施日時や場所はその地区で記入できるようにしたもの)の各地区への配布

##### 未実施地区の団体への実施の働きかけ

集団回収の未実施地区の自治会や子ども会等の代表者に対して、活動方法の説明を行い、実施を働きかける。

##### 奨励金制度の積極的な周知

奨励金制度について、市民向けのパンフレットやホームページに掲載して周知を図る。

家庭から出るごみに占める生ごみの量は多い。生活の中でできる有効なごみ減量の実践として、生ごみの資源化を推進する。

-----  
施策内容 生ごみ堆肥化事業の推進

燃やすごみの組成分析で大きな割合を占める生ごみについて、家庭内での堆肥化等の取組をさらに推進していくため、EMボカシ菌によるコンポスト方式や電気式生ごみ処理機、ダンボール活用方式、土嚢袋方式、ミミズによる堆肥化などの事例研究と補助事業等により、堆肥化推進事業に引き続き取り組む。

市民向けパンフレットやホームページでコンポスト容器のあっせん頒布について周知を図る。

生ごみ堆肥化拠点事業

燃やすごみの組成分析で大きな割合を占める生ごみについて、拠点を決めて実施することで効率化が図れ、燃やすごみの減量に繋がることから、処理設備の整備について支援策を講じる。なお実施に際しては、意欲のある集合住宅又は地域においてモデル実施をした上で推進する。

対象ごみ：生ごみ

対象住宅：集合住宅50～200戸を、1～3箇所

処理方式：市で購入した生ごみ処理機を集合住宅ごみ集積場に設置。

-----  
なお、出来た堆肥については、地域緑化や市民農園で活用する。

コンポスト容器のよりよい活用に関する情報提供

コンポスト容器のよりよい活用方法(品質のよい堆肥にするための方法、悪臭や虫の発生しにくい方法等)について、容器あっせん時やホームページで情報提供を行う。

よりよい活用に関する工夫、アイデアをホームページを通して募集する。

家庭でつくられた堆肥の利用促進

堆肥化を促進するだけでなく、できた堆肥の利用についてホームページ等を通じて情報提供を行う。

家庭における生ごみ減量実践マニュアルの作成

生ごみ減量実践のためのわかりやすいマニュアルを作成し、市役所等で配布するほか、ホームページ等で情報を提供する。

生ごみ処理機購入費に対する助成制度の継続

現在行っている電気式等の生ごみ処理機購入に対する助成制度について、その成果を検証した上で継続する。

生ごみの水切りの推進

生ごみの水切りは単純ではあるが、簡単に減量効果があがるため、より一層の普及・啓発を行う。

集合住宅での共同処理機設置やディスポーザー排水処理システムの適正利用の推進

コンポスト容器の設置や生ごみ堆肥の利用が困難な集合住宅において、共同の生ごみ処理機を設置することや、できた堆肥を近隣農家で利用するといったシステムを研究する。

ディスポーザー排水処理システム（主にマンションの各住宅の厨房において生ごみをディスポーザーによって破碎し、破碎された生ごみを搬送し、下水道への排水基準に適合するように処理後、下水道に排水するシステム）を採用している集合住宅においては適正利用を進める。

新築の集合住宅への積極的推進

新築の集合住宅については、積極的にディスポーザー排水処理システムを導入するよう、働きかけていく。

#### 施策番号（８）市民のリサイクル活動への支援（継続施策）

地域や各種団体によって自主的に行われているリサイクル活動に対して支援を行う。

-----  
**施策内容** 市民が行うフリーマーケット等の情報のホームページ等への掲載  
消費者協会等が行うリサイクル活動（廃食油、牛乳パック等）への支援

#### 施策番号（９）買い物袋持参運動の推進（拡充・重点施策）

レジ袋削減のため、買い物袋持参運動を推進する。この運動をより実効性の高いものとするためには、収集においてもレジ袋の用途を減らすことが重要であり、資源ごみの中で、かん、びん、ペットボトルの排出については、ごみ袋を使わないコンテナボックスやネットによる収集の実施に向けて検討する。

-----  
**施策内容** 定期的なキャンペーンの実施  
ノーレジ袋デー拡大や買い物袋持参率向上へ向けて、関係機関、関係団体との連携によるキャンペーンを実施する。

各種団体を通じた普及

消費者団体、女性団体等に対して買い物袋普及への協力をお願いする。

消費者の買い物袋持参意欲を高める制度の拡大や情報提供

レジ袋不要に対するポイント制度やレジ袋の有料制度の実施をスーパー等の事業者に要請する。

買い物袋の便利さを市民向けパンフレットやホームページでアピールする。

## 2-2 事業所でのごみ減量化・資源化の促進

### 施策番号(10) ごみ減量、リサイクルに関するマニュアルの配布(継続施策)

市内のごみ排出事業所に対して、ごみ減量化・リサイクルに関するマニュアルを配布して、意識啓発と実践を促す。

-----  
施策内容      ごみ減量化・リサイクルに関するマニュアルを配布

### 施策番号(11) 多量排出事業者に対するごみ減量指導(継続施策)

多量の一般廃棄物を排出する事業所及び一定面積以上の事業所に対して、廃棄物管理を計画的に行い、減量化・資源化に積極的に取り組むよう指導していく。

-----  
施策内容      廃棄物管理責任者設置の指導  
                 廃棄物減量化計画の作成・提出の指導

### 施策番号(12) ごみ減量化・再資源化推進宣言の店(スリム・リサイクル宣言の店)の拡大(継続施策)

再生品の使用と販売、簡易包装の推進等により、ごみの減量化・再資源化に取り組む店舗、事業所をスリム・リサイクル宣言の店として指定することにより、事業者の意識啓発と事業者、市民、行政が一体となったごみ減量化・再資源化運動を実施してきたが、その拡大を図る。

-----  
施策内容      制度の周知と参加促進  
                 商工会議所の各部会を通して、この制度のPRと参加を積極的に働きかける。  
                 参加店舗、事業所の一覧を作成し、市民向けパンフレットやホームページに掲載し、この制度を積極的に広報する。  
                 顕著な実績を収めている店舗等を優良店として顕彰する。

### 施策番号(13) 事業所における紙ごみ減量化・資源化支援(継続施策)

事業所で発生するごみの中でも、紙ごみは多い。紙ごみの減量化・資源化は比較的取り組みやすく、効果も大きいので、事業所での紙ごみの減量化・資源化の取り組みを支援していく。

-----  
施策内容      紙ごみの減量化・資源化マニュアルの配布  
                 登録制による紙ごみの収集システムの検討





### 3 循環型社会形成に向けた収集、処理体制づくり

循環型社会形成に向けて、今後さらに、ごみの減量化・資源化を促進する収集・処理体制づくりを行っていく。

#### 3-1 家庭系ごみに関する体制づくり

##### 施策番号(17)ステーション方式の見直し(戸別収集・福祉収集等)(新規・重点施策)

家庭から排出されるごみのマナー向上と市民サービス向上のため、また高齢化等によるごみの排出が困難な家庭への配慮を含めた地域福祉の課題に対して、自治体によっては、戸別収集方式を採用している。平成19年3月末現在、市内のステーションは6,905箇所設置されているが、戸別収集の導入に当たっては、有償指定袋制度の導入による家庭系ごみ収集・処理の有料化に併せて実施を検討する必要がある。その際には、集合住宅や狭隘道路の問題等により、全市民が戸別収集とはならないことや、収集時間が長くなり自宅前に長時間ごみが置かれる状況になること、収集費用が増加することなどについて、市民の理解を求めつつ推進する。

-----  
**施策内容** 戸別収集に関する検討の実施  
収集コストの試算及びごみ収集・処理の有料化の検討  
福祉収集の可能性についての検討

##### 施策番号(18)指定袋制度と有料化の方法の検討と実施(拡充・重点施策)

ごみの減量化を目的とした宝塚市廃棄物減量等推進審議会答申「有償指定袋制度の導入による家庭系ごみ収集・処理の有料化について」(平成16年11月24日付)の実施に向けて広く市民への説明を行う中で、先にプラスチック類の分別収集など分別を徹底し減量を図った上で検討すべきではないかとの意見が多数の市民から出されたことから、平成19年度から全市域を対象としてプラスチックの分別を新たに実施したことにより、平成19年9月末時点で、燃やすごみ量が約20%、クリーンセンター搬入量が約8%減量している(家庭系)。  
引き続き分別の徹底を図ることにより、燃やすごみ量の減量効果の推移を見ながら、有料化の実施については検討を進めていくが、加えて、さらなる減量が新処理施設の処理方式や整備費用の削減に大きな影響を与えることから、新処理施設の計画も視野に入れて検討を進める。

-----  
**施策内容** ごみ収集・処理の有料化の検討  
国内の自治体で、すでにさまざまな有料化の取り組みが行われており、そうした実施例の収集・解析を行い、適切かつ減量に有効な有料化の方法について検討を行う。

実施には市民のコンセンサス（同意）を得ることや不法投棄対策に十分配慮する。

#### 指定袋制度の検討

ごみの分別の徹底を図り、ごみの減量化・資源化やごみ収集作業の効率化を図るため、指定袋制度について検討を行う。

### 3-2 事業系ごみに関する体制づくり

#### 施策番号（19）事業系ごみの排出ルールの徹底（新規・重点施策）

事業系ごみの排出ルールの徹底に向けて啓発を行う。

-----  
施策内容      啓発パンフレットの作成

## 施策番号(20)ごみ搬入の計画性の推進(拡充・重点施策)

許可業者収集ごみ、事業系一般持込ごみの搬入に関して、ごみの出所、排出者を明確にするとともに、減量目標に対する計画的な搬入が行われるような仕組み作りを検討し、実施する。

**施策内容** 許可業者や多量に持込を行う事業者に対する年間搬入計画の提出指導

許可業者に対しては、以下の事項を記した搬入計画書を毎年度当初に提出を指導する。内容に変更があった場合には、速やかに変更届けを提出させる。

収集先リスト(収集先の事業所名、代表者、住所、  
1ヶ月当たりの契約収集量)  
年間の搬入予定量

多量に持込を行う事業者に対しては、以下の事項を記した搬入計画書を毎年度当初に提出するように指導する。内容に変更があった場合には、速やかに変更届けを提出させる。

年間の搬入予定量及びごみの種類  
搬入回数、搬入する曜日

## 施策番号(21)処理手数料の見直し(拡充・重点施策)

ごみの減量化と分別の徹底のため有償指定袋制度の導入による家庭系ごみ収集・処理の有料化に併せて、事業系ごみにおいても処理手数料を改正し、燃やすごみと資源ごみの格差を設けることにより、資源化の促進を図る。

**施策内容** 処理手数料の適正化  
処理原価及び近隣自治体の処理手数料とのバランスを考慮して処理手数料を設定する。

## 施策番号(22)事業系ごみの分別搬入の指導(拡充・重点施策)

許可業者や一般持込事業者に対して、分別搬入の徹底を指導する。

**施策内容** 許可業者や持込事業者に対する分別搬入の指導  
資源ごみの分別搬入に対する処理手数料軽減措置の検討

施策番号（23）緑のリサイクルセンターで発生する植木ごみチップ利用の検討

（継続施策）

緑のリサイクルセンターで発生する植木ごみチップ利用について検討を行う。

-----  
施策内容      チップの利用方法、利用先に関する研究

3-3 処理体制づくり

施策番号（24）ごみ減量化施策の検討（新規・重点施策）

ごみの減量化施策について、減量化目標値を達成するために、下記の検討を行う。

-----  
施策内容      生ごみの堆肥化モデル事業の推進  
燃やすごみのうち生ごみを堆肥化するプラントを、モデル地区として集合住宅のごみ集積場に設置し、できた堆肥の活用を図る。  
集合住宅以外の住宅地におけるモデル事業の検討を行う。  
生ごみ堆肥化事業の継続  
燃やすごみの組成分析で大きな割合を占める厨芥ごみについて、家庭内での堆肥化等の取組をさらに推進していくため、EMぼかし菌によるコンポスト方式や電気式生ごみ処理機、ダンボールの活用方式、土嚢袋方式、ミミズによる堆肥化などの事例研究と補助事業等により、堆肥化推進事業に引き続き取り組むとともに、出来た堆肥の活用について、研究し促進を図る。  
廃食油のリサイクルの検討  
燃やすごみとして排出される廃食油の資源としての活用を検討する。

施策番号（25）的確な廃棄物管理に向けた情報収集、調査の実施（継続施策）

的確なごみ減量化・資源化策を計画していくために、また、実施した施策の効果を評価するためにも、必要な情報収集や調査を実施していく。

-----  
施策内容      的確な廃棄物管理に向けた情報収集、調査の実施  
的確なごみ減量化、資源化策の計画・実施、効果の評価に向けて次のような調査や情報収集・整理を実施する。

-----  
家庭系ごみ、事業系ごみの定期的なごみ質の組成調査  
許可業者別、持込事業者別のごみ搬入量調査  
店頭回収量調査  
-----

#### 4 再生品利用の促進

##### 施策番号(26) 再生品利用の促進(継続施策)

資源循環が円滑に行われるために、再生品の利用の促進を図る。

施策内容	公共施設での再生品利用の促進
	市役所等の公共施設で再生紙や再生原料を使用した事務用品の利用を促進する。
	学校、幼稚園で再生紙や再生原料を使用した事務用品や教材の利用を促進する。
	公共事業での再生品利用の促進
	市が発注する公共工事について、再生品を利用するよう、発注時に明記する。
家庭、事業所での再生品利用の促進	
家庭に対して、市民向けパンフレットやホームページを通して、再生紙や再生原料を使用した製品の利用をPRする。	
事業所に対して、ごみ減量化・資源化マニュアル等を通して、再生紙や再生原料を使用した製品の利用をPRする。	
販売店に対して、再生品販売への協力要請をする。	
再生品を利用した商品の展示、紹介	
市役所、クリーンセンター、公民館等やリサイクルフェアにおいて、再生原料を使用した商品の展示、紹介を行う。	

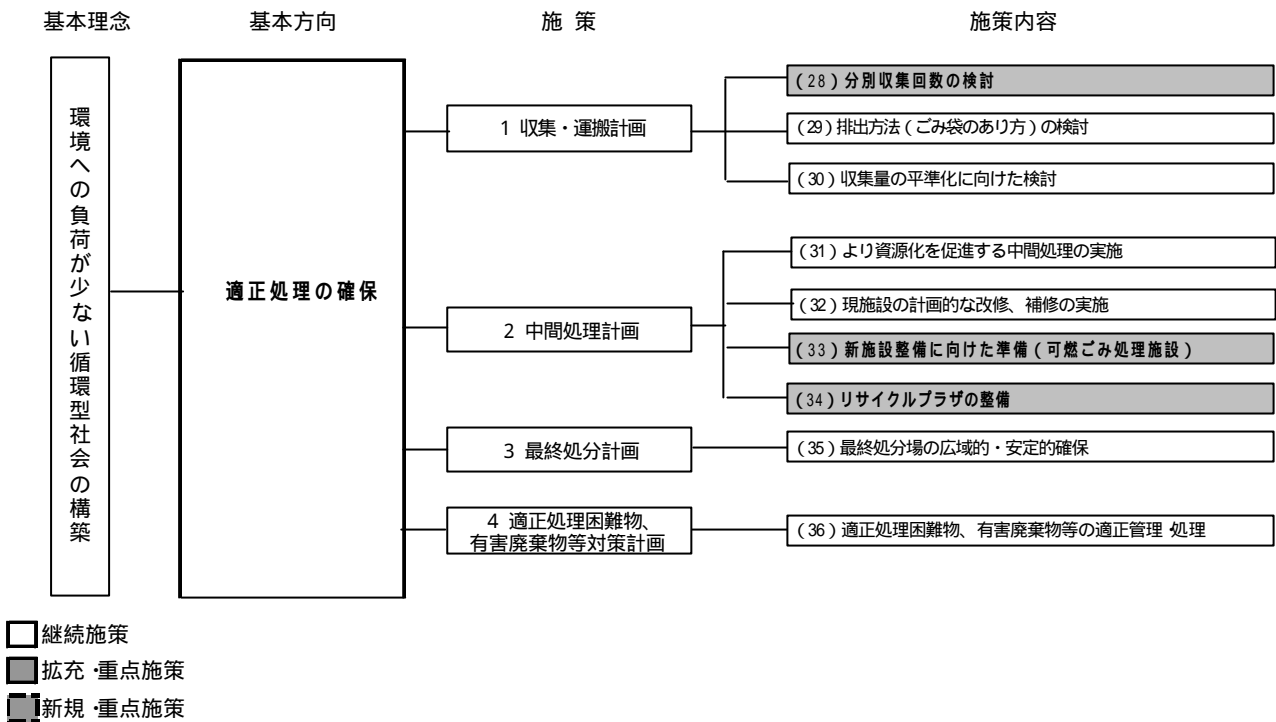
#### 5 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

##### 施策番号(27) 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり(拡充・重点施策)

循環型社会形成に向けて、ごみ減量化・資源化を促進していくためには、市民・事業者・行政が連携し、パートナーシップをもって行動していくことが必要である。そのための対話の場を作っていく。

施策内容	市民・事業者・行政の対話の場づくり
	今後も廃棄物減量等推進審議会、ごみ減量化・資源化推進協議会を継続し、3者によるビジョンの検討や対話・意見交換を図る。
	消費者協会など市民が参画する団体・グループやNPO法人との対話の場づくりを進める。
ホームページを利用した意見募集	
ホームページ上で、市のごみ減量化・資源化策に対するEメール等による意見募集を行う。	

## 第 2 節 適正処理計画



### 1 収集・運搬計画

#### 施策番号 (28) 分別収集回数の検討（拡充・重点施策）

現在、実施している 8 種 10 分別を基本にした収集処理体制について、市民の分別への意識、行動に対応した新たな収集処理体制を研究、検討する。なお検討に際しては、ごみ量を参考に収集回数を月曜日から金曜日の週 5 日間の割り振りの中で検討する。

**施策内容**      新たな収集方法案の検討  
 分別の徹底を図るための収集方法と回数について検討する。参考例を以下に示す。

家庭系ごみの収集方法及び回数（参考例）

燃やすごみ	週 2 回	
プラスチック類	週 1 回	
かん	月 1 回	アルミ缶の地域集団回収の奨励
びん	月 1 回	リサイクル事業者による収集
紙	月 2 回	地域集団回収の奨励
布	月 1 回	地域集団回収の奨励
ペットボトル	月 2 回	
小型不燃ごみ	月 1 回	
植木ごみ	年 4 回	定期計画収集

#### ガラスびんの分別収集と色分け収集

かん、びんについては選別ラインの関係から同時収集しており、びんが割れて、多くの小さな破片が、リサイクルできないまま焼却炉に入ること、焼却炉を傷める原因になる。この課題解消のために、かんとびんを別々の日に収集し、びんの資源回収率を高め、クリンカー（焼けて塊になったもの）の発生抑制を行って焼却炉の延命を図る。

#### 植木ごみの定期収集

植木ごみ収集については、市民との対話の中で多くの市民から提案されており、定期計画収集を検討する。

#### 粗大ごみの再利用の促進

粗大ごみ搬入時に活用できる家具類、自転車の選定を実施し、再利用を促進するための手立てを考え、実施する。

#### 紙おむつの収集処理に関する検討

### 施策番号（29）排出方法（ごみ袋のあり方）の検討（継続施策）

ごみの分別の徹底を図り、ごみの減量化・資源化やごみ収集作業の効率化を図るため、指定袋制度の導入について検討を行う。

-----  
**施策内容** 指定袋制度の導入の検討

### 施策番号（30）収集量の平準化に向けた検討（継続施策）

平成19年4月からの、収集量の平準化に向けた収集日・収集地区の再編の成果を検証し、より効率的かつ合理的な収集計画のあり方について引き続き検討を行う。

-----  
**施策内容** より効率的かつ合理的な収集計画のあり方の検討

## 2 中間処理計画

### 施策番号(31)より資源化を促進する中間処理の実施(継続施策)

びんの資源化率の向上など、現状より一層資源化を促進する中間処理を実施していく。

-----  
**施策内容**      びん類等資源ごみの処理フローの見直し

### 施策番号(32)現施設の計画的な改修、補修の実施(継続施策)

焼却処理施設及びその他の中間処理施設の計画的な改修、補修を行う。特に焼却処理施設については、精密機能検査結果に基づく計画的なメンテナンスにより延命化を図る。

-----  
**施策内容**      現施設の計画的な改修、補修

### 施策番号(33)新施設整備に向けた準備(可燃ごみ処理施設)(拡充・重点施策)

燃やすごみの減量化を図り、焼却炉の小規模化を図る。焼却炉からの脱却を目指して、バイオマス等様々な処理方法を検討する。残渣や臭気等を処理するためには、焼却する施設は必要となるので、エネルギー回収を検討する。

-----  
**施策内容**      新処理施設整備に向けた準備  
新施設の整備には用地の選定から、環境アセスメント、施設計画、事業手法の検討、建設期間等に長期間を要するため、計画的な準備を進める。  
新処理施設については、焼却施設を基本とするが、下記の手法等についても検討する。

#### 処理方式

- ・ 焼却炉(ストーカ式)
- ・ ガス化熔融炉(流動床式、キルン式他)
- ・ バイオマス発電(メタン発酵)
- ・ 固形燃料化

#### その他の設備等

- ・ 発電設備
- ・ バイオマスエタノール化施設
- ・ 木質バイオマス燃料化
- ・ 生ごみのコンポスト化
- ・ 焼却灰、飛灰等残渣の資源化

施設における環境学習機能と周辺対策計画



### 施策番号（34）リサイクルプラザの整備（拡充・重点施策）

ごみの資源化の拠点として、また、循環型社会形成に向けた啓発や学習、情報発信の拠点としてリサイクルプラザの整備を図る。

-----

施策内容      リサイクルプラザの整備

### 3 最終処分計画

#### 施策番号（35）最終処分場の広域的・安定的確保（継続施策）

有効利用を図っても、なお最終処分しなければならないものの焼却残渣等の発生は、今後も続くため、現在、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）に参加している他自治体と協力して、最終処分場の安定的な確保に努める。

-----

施策内容      フェニックス計画への参画継続  
燃やすごみ量の減量化促進

### 4 適正処理困難物、有害廃棄物等対策計画

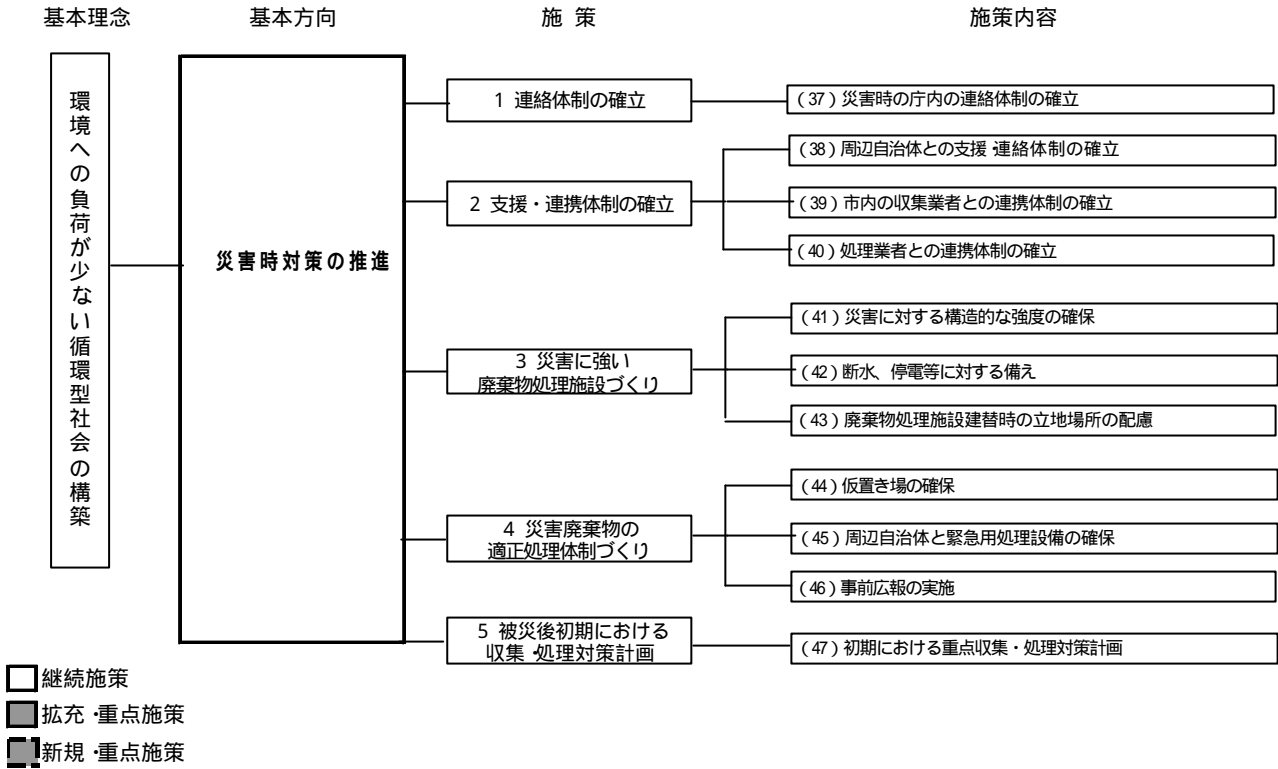
#### 施策番号（36）適正処理困難物、有害廃棄物等の適正管理・処理（継続施策）

家庭で処理が困難な廃棄物の不法投棄を防止し、適正な排出管理及び処理が行われるように、関係官庁、関係業界と連携を図るとともに、本市におけるサポート体制を研究・検討する。

-----

施策内容      家庭で処理が困難な廃棄物、適正処理困難物、危険物等の処理ルートの研究  
不法投棄防止に向けたシステムのあり方についての研究

### 第3節 災害時処理計画



大規模地震や水害等による災害時は、がれき等の廃棄物の大量発生や、交通の途絶に伴い一般廃棄物の収集・処理が困難になることが想定されるため、災害発生に伴うがれきや避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図ることが必要である。

#### 1 連絡体制の確立

施策番号(37) 災害時の庁内の連絡体制の確立(継続施策)

平常時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。また、災害時は災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応する。

#### 2 支援・連携体制の確立

施策番号(38) 周辺自治体との支援・連絡体制の確立(継続施策)

災害時における応援体制については、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」により相互に応援するものとする。

施策番号(39) 市内の収集業者との連携体制の確立(継続施策)

災害時における連絡・収集体制について、「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」を締結し、平常時から災害発生時に備える体制を確立する。

#### 施策番号（40）処理業者との連携体制の確立（継続施策）

処理施設が稼働不能状態になった場合や多量の災害廃棄物の発生に備え、平常時から廃棄物処理協会や処理業者と協議を行い、「（仮称）災害廃棄物処理協定」を結ぶ。

### 3 災害に強い廃棄物処理施設づくり

#### 施策番号（41）災害に対する構造的な強度の確保（継続施策）

廃棄物処理施設を整備する場合には、特に地震時を想定して、建物の強度の確保、地盤の流動化等にも耐えうる基礎構造とする。

#### 施策番号（42）断水、停電等に対する備え（継続施策）

廃棄物処理施設を整備する場合には、災害時の断水や停電に備え、雨水貯留設備や非常発電設備を設けるなどの対策を講ずる。

#### 施策番号（43）廃棄物処理施設建替時の立地場所の配慮（継続施策）

廃棄物処理施設を整備する場合には、災害の影響を受けやすい場所をできるだけ避けた立地場所とする。

### 4 災害廃棄物の適正処理体制づくり

#### 施策番号（44）仮置場の確保（継続施策）

処理施設が稼働不可能な状態になった場合や多量に災害廃棄物が発生した場合に備え、ごみの仮置場を確保しておく必要がある。

#### 施策番号（45）周辺自治体と緊急用処理設備の確保（継続施策）

多量の災害廃棄物（建築の被災、解体に伴う廃棄物）の処理に備え、緊急用処理設備を周辺自治体と協力して確保しておくことを検討する。

#### 施策番号（46）事前広報の実施（継続施策）

災害時における適正処理に向けた対策を平常時から広報紙やホームページを活用して周知徹底を図る。

### 5 被災後初期における収集・処理対策計画

#### 施策番号（47）初期における重点収集・処理対策計画（継続施策）

被災後初期において、感染症対策上から生ごみを優先収集することや、公園、空地をごみの集積所とすること、収集できず放置するごみへの消毒などの対策についてあらかじめ整理する。